

鋼船規則

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

2014 年 第 2 回 一部改正
2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 6 月 30 日 規則 第 50 号 / 達 第 36 号

2014 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 24 日 理事会 承認

2014 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 6 月 30 日 規則 第 50 号

2014 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 24 日 理事会 承認

2014 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

-6.を次のように改める。

-6. 1.1.3-1.(2)(a)の規定に従って3回目の年次検査の時期に行う中間検査においては、2回目の年次検査の時期から3回目の年次検査の時期までの間の期間に中間検査に準じて検査を行った事項については、検査員の見込みによりが差し支えないと認める場合、その検査の範囲及び程度を軽減するか、又はその検査を省略することができる。ただし、当該中間検査においては、少なくとも3章に規定する検査を行うこと。

4 章 中間検査

4.1 一般

4.1.1 定期検査に準じた検査

-3.及び-4.を次のように改める。

-3. 1.1.3-1.(2)(b)の規定に従って中間検査を開始する船舶については、5.2.6に規定する板厚計測は、修理計画の立案のため実行可能な限り、当該検査の開始時期に行う。また、年次検査の時期に中間検査を開始する場合には、中間検査開始時の検査として、少なくとも3章に規定する年次検査を行う。

-4. 1.1.3-1.(2)(b)の規定に従って中間検査を2回目の年次検査の時期から3回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、3回目の年次検査の時期に完了する場

合における当該検査完了のための検査としては少なくとも ~~3.2.2, 3.2.3, 3.3.1~~ 及び ~~3.3.23~~ 章に規定する検査を行う。なお、中間検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。

5 章 定期検査

5.1 一般

5.1.1 を次のように改める。

5.1.1 定期検査の開始時と完了時に実施する検査

-1. **1.1.3-1.(3)(b)**又は**(c)**の規定に従って定期検査を開始する船舶については、**5.2.6**に規定する板厚計測は、修理計画立案のため実行可能な限り、当該検査開始の時期に行う。また、4回目の年次検査の時期又はこの時期より前に定期検査を開始する場合には、定期検査開始時の検査として、少なくとも**3章**に規定する年次検査を行う。

-2. **1.1.3-1.(3)(b)**又は**(c)**の規定に従って定期検査を完了する場合における当該検査完了のための検査としては、少なくとも ~~3.2.2, 3.2.3, 3.3.1~~ 及び ~~3.3.23~~ 章に規定する検査を行う。なお、定期検査完了のための検査の結果、検査員が必要と認める場合は、既に実施された検査であっても再度実施することがある。

附 則（改正その1）

1. この規則は、2014年6月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5章 定期検査

5.3 機関の定期検査

5.3.2 効力試験及び圧力試験

表 B5.26 を次のように改める。

表 B5.26 定期検査における効力試験及び圧力試験の追加要件

検査項目	検査内容
1 调速機, 開閉器及び遮断器	発電機を負荷状態において, 単独又は並列運転し効力試験を行う。
2 コンデンサ, 蒸発器及びレシーバ	アンモニア (R717) を冷媒とする冷凍機器に使用されるものに対し, 一次冷媒の圧力を受ける部分について, 逃し弁調整圧力の 90%以上, かつ設計圧力の 90%以下の圧力で圧力試験を行う。ただし, 本会が適当と認めた場合は, 圧力試験は, 他の方法に替えることができる。
3 前 2 以外の機器 (装置, 設備) 及びその部品	検査員が必要と認める場合は, 2.2.2(2)の規定を準用して圧力試験を行う。
4 照明装置, 船内通信及び信号設備, 機械通風装置, その他の電気機械及び器具等	検査員が必要と認める場合は, 安全操作に係るインターロック装置の作動確認を含む効力試験を行う。
5 発電装置等	発電装置及び重要な補機の効力試験を行う。

附 則 (改正その 2)

1. この規則は, 2014 年 6 月 30 日から施行する。
2. 1998 年 7 月 1 日より前にキールが据え付けられた又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にあった機関区域無人化設備を有さない船舶については, この規則による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。

1章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語

(15)を次のように改める。

- (15) 「一般乾貨物船」とは、固体貨物を運搬する貨物船をいい、次に掲げる船舶を除く。
- ・ばら積貨物船
 - ・コンテナ運搬船
 - ~~・専ら製材（原本を除く）を運搬する船~~
 - ・ロールオン・ロールオフ船
 - ・自動車運搬船
 - ・冷凍運搬船
 - ・専ら木材チップを運搬する船
 - ・専らセメントを運搬する船
 - ・貨物倉の船側部が、貨物区域内の全長にわたり、かつ最上層の全通甲板に達する高さまで全て二重船側構造となる船

3章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.5 構造部材等の精密検査

表 B3.5 を次のように改める。

表 B3.5 構造部材等の精密検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンダードア	・ バウドア、内扉、サイドドア及びスタンダードアの締付装置、支持装置、ロック装置及びそれらの溶接部
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1}	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
2 貨物倉内の構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 10 年を超え 15 年以下のばら積貨物船について、船首部貨物倉のうち総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 ・ 建造後 15 年を超えるばら積貨物船について、船首部貨物倉及び他の 1 の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 ・ 以上の精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。
2 貨物倉の倉内肋骨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 5 年を超え 15 年以下の木材運搬船において、表 B3.4 で要求される検査の結果、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 ・ 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、船首部下部貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉）及び他の 1 個の下部貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、下部貨物倉）のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨の下部 1/3 部分、下部肘板及び当該部の船側外板について行う。 ・ 精密検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該各貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について同様に精密検査を行う。

（備考）

*1： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.5 構造部材等の精密検査

表 B5.5-1 を次のように改める。

表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク²¹ (二重船側構造でない場合は船側バラストタンク、また、船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の 1 個のトランスリング(A) 2. 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) 3. 1 個の二重船側区画のバラストタンク²¹内の 1 個の横隔壁の全体 (ダブルハルの場合のみ) (C) 4. 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (ダブルハルの場合以外) (D) 5. 1 個のウイング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部²²(D) 6. 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク²¹ (二重船側構造でない場合は船側バラストタンク、また、船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内のすべてのトランスリング(A) 2. 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリングの最上部及びナックルエリア (ダブルハルの場合のみ) (C) 3. バラストタンクが配置されている場合は、残りの各バラストタンク内又はバラストタンク甲板上の各 1 個の甲板横桁 (ダブルハルの場合以外) (B) 4. 1 個の船側貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁 (ダブルハルの場合以外) (B) 5. 2 個の中央貨物タンク (ダブルハルの場合は貨物タンク) 内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 6. すべての二重船側区画のバラストタンク²¹内の各 1 個の横隔壁の全体 (ダブルハルの場合のみ) (C) 7. 1 個の船側バラストタンク (バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の前後両端の横隔壁の全体 (ダブルハルの場合以外) (C) 8. 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (ダブルハルの場合以外) (D) 9. 1 個のウイング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部²²(D) 10. 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング(A) 2. 1 個のウイング貨物タンク (ダブルハル油タンカーにあっては中央貨物油タンクを選択可) 内のすべてのトランスリング(A) 3. 残りの各ウイング貨物油タンク内の総数の 30%に相当するトランスリング²² (シングルハル油タンカーのみ) (A) 4. 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング (シングルハル油タンカー以外) (A) 5. すべてのバラストタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C) 6. 各中央貨物油タンク内の総数の 30%に相当する甲板横桁及び船底横桁²² (シングルハル油タンカーのみ) (E) 7. その他検査員の必要と認める箇所 (油タンカーのみ) (F)
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査と同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。

定期検査	対象部材
<u>ダブルハル以外の油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件</u>	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の船側バラストタンク (船側バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) 3. 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) 4. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) 5. 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の船側バラストタンク (船側バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. バラストタンクが配置されている場合は、残りの各バラストタンク内又はバラストタンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 3. 1 個の船側貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) 4. 2 個の中央貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 5. 1 個の船側バラストタンク (バラストタンクがない場合は主としてバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の前後両端の横隔壁の全体(C) 6. 残りの各バラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D) 7. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D) 8. 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個のウィング貨物タンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 3. 残りの各ウィング貨物油タンク内の総数の 30%^{*1}に相当するトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (油タンカーのみ) (A) 4. 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (油タンカー以外) (A) 5. すべてのバラストタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C) 6. 各中央貨物油タンク内の総数の 30%^{*1}に相当する甲板横桁及び船底横桁 (油タンカーのみ) (E)
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 3 回定期検査に同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリング又はこれに類する主要内部構造部材を追加して検査することがある。
<u>ダブルハルの油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件</u>	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク^{*2}内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) 3. 1 個の二重船側区画のバラストタンク^{*2}内の 1 個の横隔壁の全体(C) 4. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部^{*3}(D) 5. 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク^{*2}内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の最上部及びナックルエリア(G) 3. 2 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 4. すべての二重船側区画のバラストタンク^{*2}内の各 1 個の横隔壁の全体(C) 5. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部^{*3}(D) 6. 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)

建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべてのバラスタタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個のウィング貨物タンク (油タンカーにあつては中央貨物油タンクを選択可) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 3. 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 4. すべてのバラスタタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C)
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査に同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリング又はこれに類する主要内部構造部材を追加して検査することがある。

(備考)

表中の(A)から(G)の記号は次のような意味を持つ。

- (A): 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (B): 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (C)及び(D): 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等, を含む。上部又は下部スツールを設けた場合その内部材も含む。
- (E): 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材, 例えば甲板, 船底外板, 縦通肋骨等を含む。
- (F): 追加のトランスリング。(A)と同様に, 隣接する構造部材も含む。
- (G): 二重船側区画のバラスタタンクのトランスリングで, 上甲板下部 5m (危険化学品ばら積船の場合は 3m) 範囲, 斜板部並びに斜板と垂直縦通隔壁及び二重底との交線から各 2m 範囲内の部分。

*1: 総数の 30%とは切り上げ後の直近の整数である。

*42: 二重船側区画のバラスタタンクとは, それぞれ別区画であっても二重底及び船側及び二重甲板(ある場合)区画のすべてが含まれるのバラスタタンクをいう。

*23: ダブルハル構造の場合であつて, 中央貨物タンクがない場合(貨物タンクが中心線縦通隔壁で二分された場合)は, 両ウィング貨物タンク内の各 1 個の横隔壁を検査する。

*3: 総数の 30%とは切り上げ後の直近の整数である。

表 B5.5-2 を次のように改める。

表 B5.5-2 液化ガスばら積船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材 ^{*32}
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種のバラスタタンク (トップサイドタンク, ホッパサイドタンク及び二重船側タンク) のそれぞれ 1 個の代表的バラスタタンク^{*31}内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) 2. 1 個のバラスタタンク^{*31}の 1 個の横隔壁下部 (C)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個のバラスタタンク (二重船側タンク又はトップサイドタンクとする。いずれもない場合は、いずれか任意に選定された 1 個のバラスタタンク^{*31}) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) 2. 残りのバラスタタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) 3. すべてのバラスタタンク内の各 1 個の横隔壁全体 (B)
建造後 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべてのバラスタタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (A) 2. すべてのバラスタタンク内のすべての横隔壁全体 (B)

(備考)

表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。

(A) : 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(B) : 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

(C) : 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材を含む。

*1: ~~トップサイド, ホッパサイド及び二重船側により構成されるバラスタタンクとし, それぞれが別区画となっている場合であっても, 1つのタンクとみなす。~~

*21: 船首尾タンクを含めて差し支えない。

*32: 独立型タンクタイプ C を備える船舶であって, 一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあつては, 検査員が差し支えないと認める場合, 精密検査の範囲及び程度を軽減することができる。

表 B5.6-2 を次のように改める。

表 B5.6-2 鉱石運搬船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の船側バラスタタンク内の 1 個のトランスリング (A) 2. 1 個の船側バラスタタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) 3. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁 (防撓部材を含む) (E) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 5. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の船側バラスタタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. 残りの船側バラスタタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) 3. 1 個の船側バラスタタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) 4. 残りのバラスタタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) 5. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁 (防撓部材を含む) (E) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。 8. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべてのバラスタタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. すべてのバラスタタンク内のすべての横隔壁の全体 (C) 3. 船側のすべての空所内の各 1 個のトランスリング(A)。ただし、検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。 4. すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む) (E) 5. 第 2 回定期検査の 6.から 8.の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 3 回定期検査に同じ

(備考)

(1) 表中の(A)から(E)の記号は次のような意味を持つ。

(A) : 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(B) : 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(C)及び(D) : 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等を含む。

(E) : 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。

(2) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は, 少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。

(i) 下部スツールのない船舶にあつては, 内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート (設けられている場合) 及びシェダープレートの上部近傍

(ii) 下部スツールを有する船舶にあつては, 下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍

(iii) 隔壁の中央部付近

(iv) 甲板との取り付け部の近傍及び船側タンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては, 上部スツール底板の下部近傍

表 B5.7 を次のように改める。

表 B5.7 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船首及び船尾の各 1 個の貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 残りの貨物倉内の肋骨下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 3. 貨物倉内の任意に選定された 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 5. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内の任意に選定された適当数の倉内肋骨全体及び残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む) 3. 1 個の船側バラストタンクにおける前後両端の横隔壁 (防撓部材を含む) 4. 各種のバラストタンク (トップサイドタンク, ビルジホップタンク, 船側タンク又は二重底タンク) からそれぞれ 2 個の代表的なタンクを選定し, それらのタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む) 5. 甲板口側線内における甲板の任意に選定された適当数の部分の板及び甲板下構造部材 6. 内底板の任意に選定された適当数の部分の板 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 8. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船首部下部貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉) 内のすべての倉内肋骨全体及び残りの各貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、船首部下部貨物倉以外の貨物倉を含む各甲板毎の区域を含むとする) のうち総数の 1/4 に相当する倉内肋骨全体並びに残りの倉内肋骨の下端部 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む) 3. バラストタンクにおけるすべての横隔壁 (防撓部材を含む) 4. 各バラストタンク (トップサイドタンク, ビルジホップタンク, 船側タンク又は二重底タンク) 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む) 5. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 6. 内底板のすべての板 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分 8. すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貨物倉 (2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む) 内のすべての倉内肋骨全体 (端部肘板及び該部の船側外板を含む) 2. 第 3 回定期検査の 2. から 8. の要件に同じ

(備考)

(1) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(A)から(C)の箇所について行うこと。

(A) 内底板との取り合い部の近傍

(B) 2 層以上の甲板を有しない場合には、隔壁の中央部付近

(C) 各甲板との取り合い部 (上端及び下端) の近傍

(2) 甲板口側線内甲板及び甲板下構造部材

5.2.6 構造部材の板厚計測

-1.(2)を次のように改める。

- 1. 定期検査では、次の(1)から(5)に従って構造部材等の板厚計測を行う。
 - (1) 板厚計測は、適正な超音波板厚計を使用するか、又はその他の同等な方法により行う。なお、検査員が必要と認める場合は、その機材の精度の証明を要求することがある。
 - (2) 板厚計測は、~~当該検査の完了の前12箇月以内~~4回目の年次検査の時期以降に検査員立会いのもとで、「**事業所承認規則**」に従って本会の承認した業者または本会が適当と認める業者によって行わなければならない。なお、計測値の精度を確保するため検査員が必要と認める場合は、再計測を要求することがある。
 - (3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに行わなければならない。
 - (4) 板厚計測の結果は、板厚計測記録としてまとめ、本会に提出しなければならない。
 - (5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施しなければならない。

表 B5.8 を次のように改める。

表 B5.8 板厚計測の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. すべてのパウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドアについて, 検査員が必要と認めた場合, 相当数の板及び防撓部材
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.5L 間の 1 個の横断面の強力甲板の各板 3. すべてのパウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドアについて, 検査員が必要と認めた場合, 相当数の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.5L 間における 2 個の横断面の各縦通部材。可能な場合, 異なる 2 つの貨物倉の横断面とする。ただし, 横式構造にあつては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。 3. 船首尾タンクの内部構造部材 4. すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部の板及び相当数の防撓部材 5. すべての貨物倉口蓋の相当数の板及び防撓部材 6. すべてのパウドア, 内扉, サイドドア及びスタンドアについて, 検査員が必要と認めた場合, 相当数の板及び防撓部材
建造後 15 年を超え 20 年 以下 の船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 次の(1)から(3)に定める箇所 ; <ol style="list-style-type: none"> (1) 強力甲板の各板 (2) 中央部 0.5L 間における貨物区域の 3 個の横断面の各縦通部材。ただし, 横式構造にあつては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。 (3) バラスト喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板 3. 船楼甲板の相当数の板 4. 平板竜骨の各板並びにコファダム, 機関室及びタンク後端部における相当数の船底外板 5. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 6. すべての貨物倉において, 水密横隔壁の最下端部の各板 (2 層以上の甲板がある場合には, それぞれの甲板における最下端部の各板) 及び防撓部材 7. 第 3 回定期検査時の 3. から 6. の要件に同じ。
建造後 20 年を超える船舶に対する定期検査 (第 5 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 第 4 回定期検査時の 2. から 7. の要件に同じ。

5.4 液化ガスばら積船の特別規定

表 B5.27 を次のように改める。

表 B5.27 液化ガスばら積船の定期検査における追加要件

検査項目	検査内容
1 貨物タンク	(省略)
2 ホールドスペース及び二次防壁	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物区画のタンク支持装置及び回転並びに移動防止装置その周辺の構造部材，交通装置二次防壁及び防熱材の現状検査を行う。 ・メンブレンタンクの二次防壁については，あらかじめ承認された検査方案及び許容基準に従って，個々の貨物格納設備の設計に応じて要求されるガス密レベルが確保されていることを確認する。ただし，二次防壁のガス密レベルを確認する方法として，<u>微差圧試験を採用してはならない。</u>接着型の二次防壁については，<u>以前の検査又は新造時の検査の結果と比較するものとし，顕著な差異が認められた場合には，必要に応じて結果の評価及び追加の試験を行う。</u>検査の結果，要求されるガス密レベルを満足しない場合には，その原因を調査の上，サーモグラフィー試験，アコースティックエミッション試験等の追加の試験を行う。 ・その他の二次防壁については，疑義が認められた場合，加圧あるいは真空試験等適当な試験を行う。(注⁵)
3 貨物格納設備の通気装置	(省略)
4 貨物管及びプロセス管装置	(省略)
5 荷役設備	(省略)
6 緊急遮断装置	(省略)
7 危険場所の電気設備	(省略)

注
(省略)

附 則 (改正その3)

1. この規則は，2014年7月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2014 年 第 2 回 一部改正

2014 年 6 月 30 日 達 第 36 号

2014 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2014年6月30日 達 第36号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-7.を次のように改める。

-7. 規則 B 編 2.3.1-1.(7)に規定する主機又は可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の試験は、次の(1)から(45)に示すとおりとする。ただし、これらの試験は船内据え付け後、できる限り実際に近い状態で試験を行い、有効に作動することが確認された場合には、海上試運転では、一部を省略して差し支えない。

((1)から(3)は省略)

- (4) 規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については、原則として、主機が常用出力で運転中に次の事項を確認すること。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力で試験を行って差し支えない。
- (a) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACB の自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。
- (b) 2 台を常用する発電装置にあつては、1 台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。
- (5) 前(4)にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については、規則 H 編 6.1.1 に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。

B5 定期検査

B5.3 機関の定期検査

B5.3.2 効力試験及び圧力試験

-4.及び-5.として次の2項を加える。

-4. 規則 B 編表 B5.26 第 5 項にいう「発電装置及び重要な補機の効力試験」とは、規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置について、次の事項を確認することをいう。

(1) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACB の自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。

(2) 2 台を常用する発電装置にあつては、1 台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われること。

-5. 前-4.にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については、規則 H 編 6.1.1 に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2014 年 6 月 30 日から施行する。
2. 1998 年 7 月 1 日より前にキールが据え付けられた又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にあった機関区域無人化設備を有さない船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-3.を次のように改める。

-3. 検査申込者は、~~受験~~検査状態、検査内容等に応じて、前-1.及び-2.による検査準備のほかに次の(1)から(34)に定める検査準備を行うこと。なお、検査準備が船舶の乗組員によってなされる場合、検査申込者は、検査員に対して十分な援助を行うよう乗組員に指示すること。

- (1) 区画内の点検実施者と甲板上の船舶の責任者との間で、点検中に連絡がとれるような通信手段
- (2) 可搬式可燃性ガス検知器、可搬式酸素濃度計測器、自蔵式呼吸具、命綱、安全带及びホイッスル
- (3) 適切かつ安全な照明器具及び防護服
- (4) 自蔵式呼吸具及び／又はその他の装置を救命用及び非常用対応装置として用いる場合にあっては、検査対象箇所の構造に適した装置とすることを推奨する。

-10.(1)(c)を次のように改める。

-10. 規則 B 編 1.4.2-1.でいう「検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備」とは、次の(1)から(3)によること。

- (1) 構造部材等（ばら積貨物船の倉内肋骨を除く。）の精密検査では、次の(a)から(f)による。
 - (a) 固定点検設備
 - (b) 仮設又は一時的な点検設備
 - (c) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等）、リフト及び移動式プラットフォーム
 - (d) ポート又はラフト（バラストタンク又は貨物タンクに限る。ただし、空所等であって漲水することが可能かつ安全と判断される場合にあってはこの限りでない。）
 - (e) 可搬式はしご
 - (f) その他の同等設備
- ((2)及び(3)は省略)

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.3 効力試験

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 5.2.3-2.(910)の効力試験は、以下によること。
(省略)

B5.2.7 圧力試験

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 5.2.7-3.でいう「本会が適当と認める場合」とは、~~検査前の適当な時期に~~船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに、~~積付時等を利用して規則に定める圧力で~~圧力試験が行われ、次の(1)及び(25)を満たす場合をいう。この場合、~~検査員は(2)及び試験の記録に基づき当該隔壁について検査を行い、検査員が差し支えないと認めるときは、これを~~定期検査における圧力試験とみなすことがある。

- (1) ~~試験を行った貨物タンクに隣接する区画が、ポンプ室等のように航海中漏洩の有無について乗組員による点検が容易なタンクであること。~~圧力試験の実施に先立ち、船舶の所有者から提出された圧力試験要領書が、本会の確認を受けていること。
- (2) ~~乗組員による点検の記録があること。~~タンクの構造健全性に影響を与える可能性のある漏れ、変形及び著しい腐食がないこと。
- (3) 圧力試験の実施時期が、定期検査の期間内であって、内部検査又は精密検査が完了する検査日の前3ヶ月以内であること。
- (4) 試験結果をログブックに記録すること。
- (5) 内部検査及び精密検査の際、タンク及び関連構造の内部及び外部の状態が良好であることを検査員が確認すること。

B5.4 液化ガスばら積船の特別規定

B5.4.2 検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B5.27 中，第 2 項にいう「承認された検査方案及び許容基準」とは，規則 N 編 4.7.7 の規定に従い，貨物格納設備の設計者により作成され，本会に承認された寿命ものをいう。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2014 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

附属書 B1.2.2-2. 貨物固縛マニュアルの準備のための指針

1.2 一般

1.2.2 として次の1条を加える。

1.2.2 マニュアルの準備

貨物固縛マニュアルは、本指針に沿って作成し、船上で使用される言語で作成すること。船上で使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語以外の場合、当該言語に翻訳したものを含めること。

1.2.2 を 1.2.3 に改め、-8.として次の1項を加える。

1.2.23 一般情報

(-1.から-7.は省略)

-8. 貨物安全アクセス図とは、貨物の積付け及び固縛に関連する作業を行う作業員のための詳細な情報を示すものである。当該交通に供される設備については、貨物安全アクセス図に従って設置及び維持されること。

1.6 として次の1節を加える。

1.6 貨物安全アクセス図

-1. コンテナを運送する目的で特別に設計及び設備された船舶にあっては、貨物の固縛作業のための安全な交通手段が供されていることを示すための貨物安全アクセス図を本貨物固縛マニュアルに備え付けること。当該図には、安全な方法で貨物の積付け及び固縛に必要な配置を詳細に記載し、作業を行う場所に、以下の情報を含めること。

- (1) ハンドレール
- (2) プラットフォーム
- (3) 歩路
- (4) はしご
- (5) アクセスカバー
- (6) 装置の保管場所
- (7) 照明器具
- (8) ハッチカバー／ペDESTAL上のコンテナの配置
- (9) 冷蔵用プラグ／レセプタクルのような特殊コンテナ用の接続装置
- (10) 救護場所、非常用通路／出口
- (11) ギャングウェイ
- (12) その他安全な交通を供するために必要な配置

-2. 特定の要件に対する指針は、CSS コードの Annex 14 に含まれている。

附 則（改正その3）

1. この達は、2015年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。